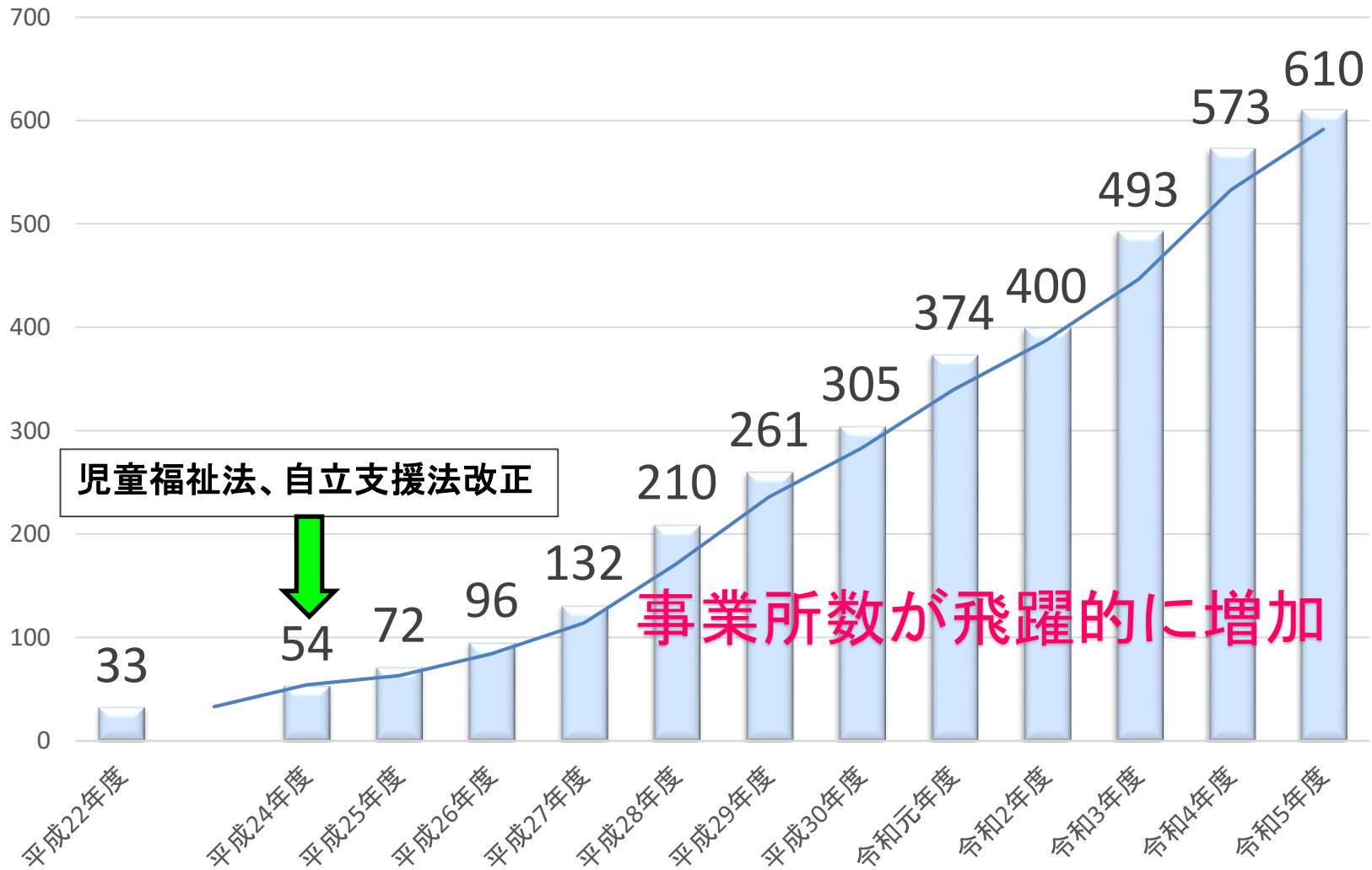


地域における療育について

～障害児通所支援に求められること～

熊本県こども総合療育センター
地域療育部 地域支援班

熊本県の障害児通所支援事業所数の推移



こども施策全体の基本理念〈こども基本法〉

- ◆ 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ◆ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ◆ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- ◆ 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ◆ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ◆ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

※その他参照

育ちのビジョン:「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」

居場所指針:「こどもの居場所づくりに関する指針」

令和5年12月22日閣議決定

障害児支援の基本理念

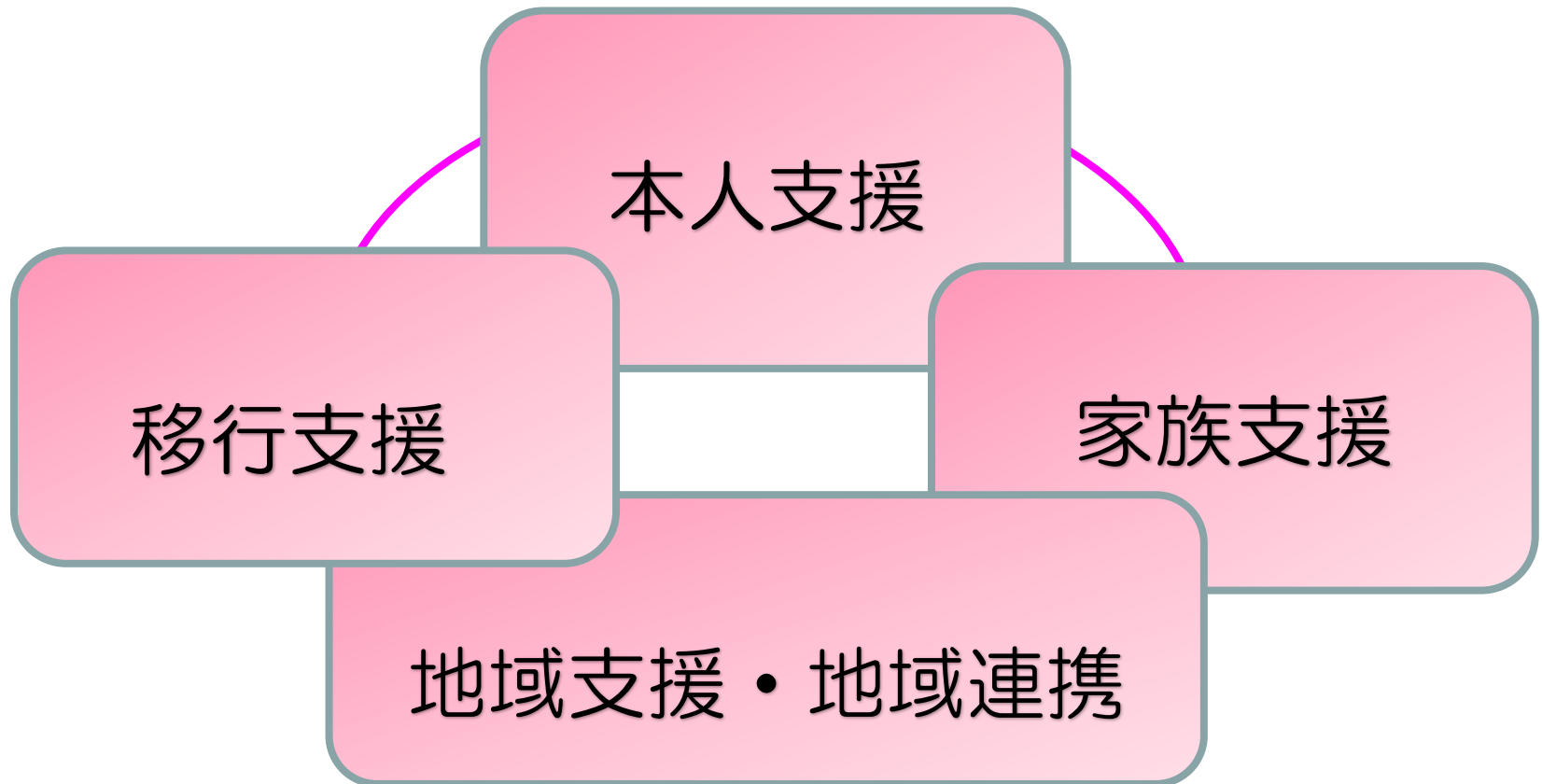
- ◆障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
- ◆合理的配慮の提供
- ◆家族支援の提供
- ◆地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進
- ◆事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

前ガイドラインから追加・強調されたもの

- ・ こどもが権利の主体
- ・ ウェルビーイングの実現（こども・家族）
- ・ こども施策全体の理解と連続性
- ・ エンパワメントを前提とした支援(こども・家族)
- ・ 5領域の視点を踏まえた総合的な支援
- ・ 4つの年齢区分や発達段階に応じた支援(放デイ)
- ・ 縦横連携・具体的な連携先
- ・ 支援が必要な家庭

障害児通所支援に求められること

発達を支援する = 『発達支援』を行う
ことが求められている



一体的なものとして提供される必要がある

障害児通所支援に求められること

『発達支援』を行う

事業所等は、主に未就学の障害のあるこども又はその可能性のあるこども(学齢期の障害のあるこども)に対し、個々の障害の状態や発達の状況、特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援を行うことが求められる。

本人支援

健康・生活

運動・感覚

認知・行動

言語・コミュニケーション

人間関係・社会性

家族支援

移行支援

◎放課後等デイサービスにおける**4つの基本活動**の提供(総合支援型)
日常生活の充実と自立支援のための活動／多様な遊びや体験活動／
地域支援の活動／こどもが主体的に参画できる活動

5領域を全て含めた総合的な支援の提供

アセスメント、個別支援計画、事業所の支援プログラム等において5領域とのつながりを明確にすることを求める。

『こどもを親(家族)が育てていくことを支える』

そのためにはまず

そのお子さんを知ること(知ろうとすること)
お子さんを育てるご家族を知ろうとすること

強味

特性

発達段階

好きなこと

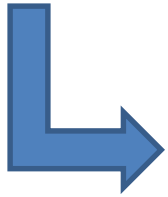
苦手なこと

得意なこと

ご家族とともに、お子さんに必要なこと、
どんなことだったらできるかを考える

一人ひとりに合わせた療育

そのお子さんを知る



どんな環境設定？
どんな工夫？
どんな関わり？

予測されることから
どういう準備が必要か

どんなことが経験できると
どんな学びがあると
生きていく力になるかを考える

お子さんの生活全般、将来を見据えて
必要なこととは何か

総合的な支援の提供

切れ目のない支援の提供

PDCAサイクルに基づく支援計画作成と見直し

保護者へのフィードバック・協働



障害児通所支援に求められること

『発達支援』を行う

事業所等は、主に未就学の障害のあるこども又はその可能性のあるこども（障害のあるこども）に対し、個々の障害の状態や発達の状況、特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行う
家族への支援（家族支援）を行うことが求められる

本人支援

期の障
害のあるこども）
の発達上の
ニーズに合わせた
本人への発達支援
（本人支援）を行
う家族への支援（家
族支援）を行うこ
とが求められる

移行支援

家族支援

地域支援・地域連携

インクルージョンの推進

縦横連携

全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援
（移行支援）を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関
と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援
（地域支援・地域連携）していくことも求められる。

移行支援←記載必須

地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが可能な限り地域の保育、教育などを享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

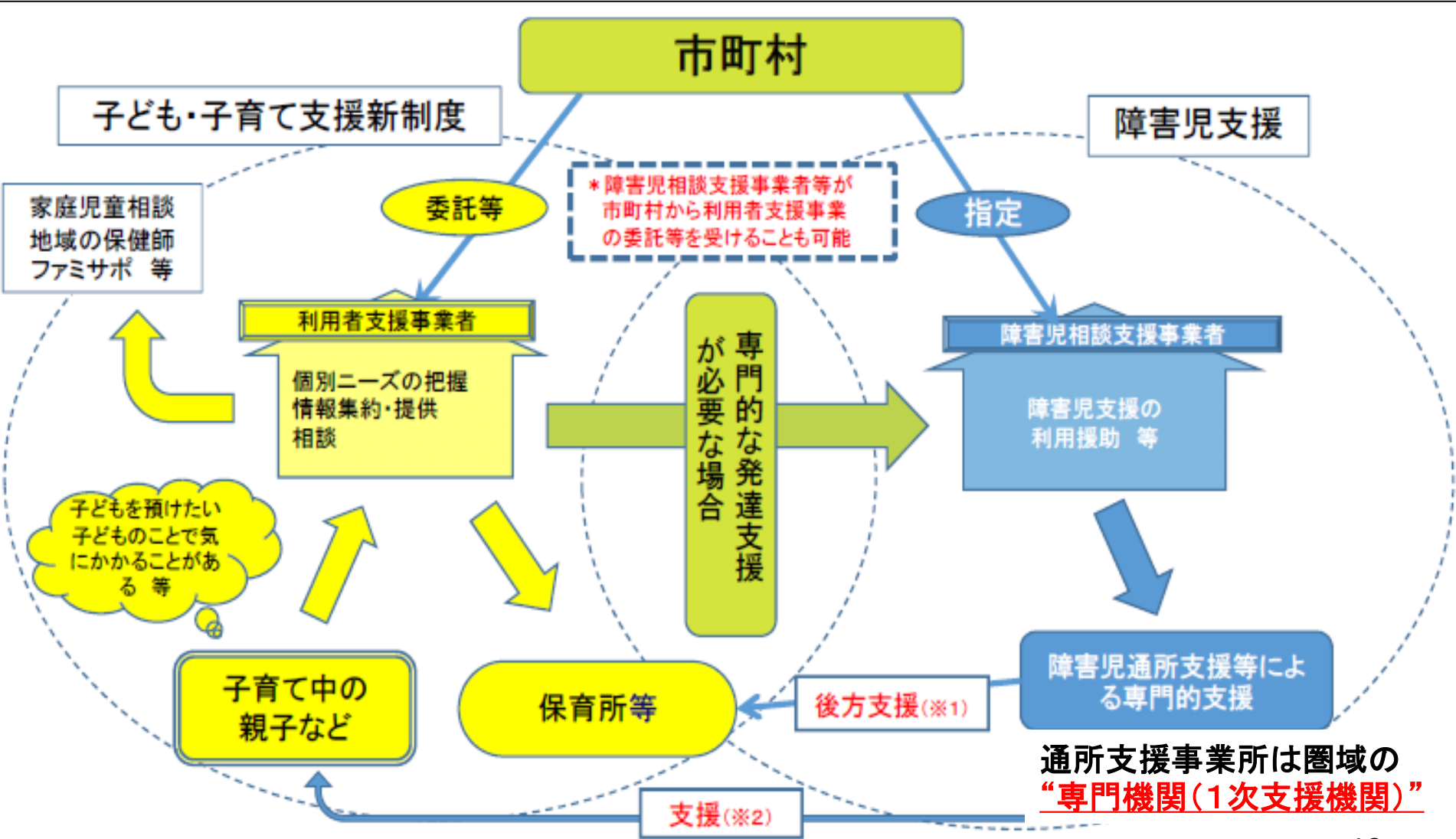
- ◆ 支援の中に「移行」の視点⑥⑥を念頭に・・・
 - ・ 保育所・学校等への「移行」は支援者への**後方支援**。
 - ・ 特にライフステージの「移行」時における支援は重要。
 - ・ 丁寧なアセスメント・連携・支援・フォローアップ



通所支援事業所は、
圏域の支援者支援を担う**“専門機関（1次支援機関）”**である。

障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(国イメージ)

- * 子ども・子育て一般政策による支援の後、専門的支援として障害児支援政策による支援を利用。
- * 障害児支援から一般政策による支援への移行を推進。



※1: 保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。
※2: 障害児等療育支援事業(自宅訪問による療育指導)の活用。

保育所等訪問支援事業

児童福祉法 第6条の2の2第5項

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省に定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

理念・目的

1. 保護者の権利保障として提供される事業
2. 集団生活を営む施設を訪問し、障害のないこどもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う
 - ⇒ 保育所等での環境や活動と、本人の特性との両方を適切にアセスメントすることが求められる

保護者と保育所等の信頼関係を築き、こどもが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出す

地域支援・地域連携

【縦】 こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、**切れ目のない一貫した支援**を提供する体制の構築を図る必要がある。

横⇒関係者間のスムーズな連携

- ・ 子育て支援機関
- ・ 専門機関（医療機関、保健所、児童相談所等）
- ・ 地域の関係者 等

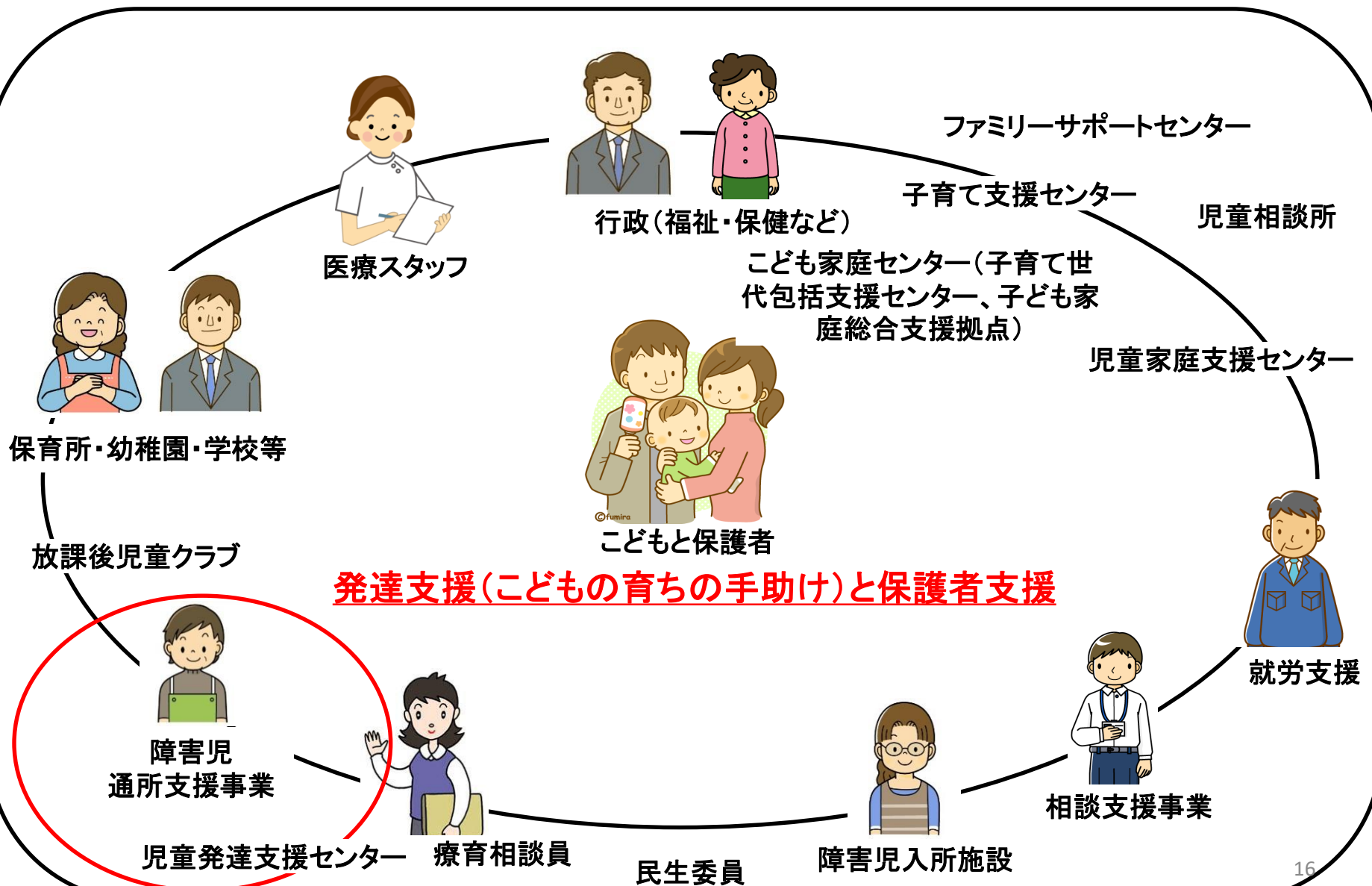
ケース会議

要保護児童対策地域協議会等への参加

...

地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築していくという視点が必要。¹⁵

こどもと保護者を支える多くの関係機関



定型発達 疾病・障がい特性

専門的な知識・経験

観察力

考察力

発想力

本人支援

チーム力

実践する力

わかりやすく伝える力

移行支援

詳細な情報収集

家族支援

傾聴する力

関係機関との緊密な連携

安心して相談できる関係
づくり

地域支援・地域連携

障害児通所支援事業の役割を
あらためて押さえ、専門性を高めていく
努力を続けていくことが大切。

★児童発達支援センターと行政と連携した療育の質向上を。